

第4章 基本理念と基本方針

1 基本理念

難波宮跡はわが国で最初の本格的な宮殿遺跡として、考古学、古代史上において極めて重要な位置を占めるものであり、貴重な国民的財産として将来に伝えていかなければならない。その立地する場所は大都市大阪市の中心部であり、このような場所に広い範囲の遺跡が保存されたことは全国的にも例がなく、他に誇りうることといえる。このような保存の歴史をもつ大規模遺跡が現代社会において有効に保存・活用されるためには、史跡の「本質的価値」を正しく理解し、歴史を追体験する場であるとともに、都心部に残された緑地、オープンスペースとしての意義、機能、魅力に着目する必要がある。

上記の難波宮跡のもつ特性に着目し、保存と活用のための基本となる理念を示す。

1. 本質的価値を構成する要素、およびこれに準じる要素を保存し、将来へ向けて継承する。
2. 難波宮跡の調査、研究を継続し、その成果を積極的に情報発信し、大阪のシンボルとして、市民が保存、継承していく意識の醸成に努める。
3. 史跡指定地周囲の難波宮跡遺構が存在する土地の史跡追加指定をおこない、これらを含めた保存活用に努める。
4. 史跡であることを最大の特徴とした歴史公園として、「本質的価値」を市民が正しく理解できるものとする。
5. 大阪城公園と一体化した活用、整備をすすめ、大阪の古代から中世、近世および近代にいたる歴史を追体験できる歴史公園とする。
6. 学校教育、生涯学習等における活用を図り、大阪の歴史を学ぶ場として活用するとともに、難波宮跡の普及啓発を図る。
7. 大阪の歴史のシンボルとして、市民のコミュニティの核としての活用を図り、また集客、観光に対応できる手法の検討をおこなう。

(大阪市教育委員会『史跡難波宮跡附法円坂遺跡保存活用計画』令和2年6月より抜粋)

2 基本方針

史跡の保存・活用は、史跡であることを第一の要件とし、歴史的要素（史跡の本質的価値）をわかりやすく市民に示すための整備と、都市公園としての快適性、機能性等を融合させた歴史公園とすることを基本理念としており、「保存」と「活用」の双方における基本方針を示す。

1) 保存の基本方針

史跡を適切に保存するため、以下を保存の基本方針とする。

- ① 史跡の本質的価値の構成要素を保存する。
 - ② 史跡の本質的価値の構成要素に準じる要素の適切な保存もしくは維持管理をおこなう。
 - ③ 本質的価値の構成要素、およびこれに準じる要素の公開、活用をおこなう。
 - ④ 史跡の追加指定、公有化をおこなう。
- (大阪市教育委員会『史跡難波宮跡附法円坂遺跡保存活用計画』令和2年6月より抜粋)

2) 活用の基本方針

難波宮跡は都心部に広がる大規模遺跡であることから、その活用の検討にあたっては、史跡としての活用と都市公園としての活用という双方の視点を明らかにし、それらを踏まえた難波宮跡公園としての活用が必要である。以下、双方からの視点を示す。

【史跡の視点】

- ・ 難波宮跡の本質的価値の保存、次世代への継承
- ・ 難波宮跡の本質的価値を理解し、歴史の追体験の場
- ・ 特別史跡大坂城跡と一体化した、古代から近世、近代に至る大阪の歴史が凝縮された複合遺跡

【都市公園の視点】

- ・ 大阪城公園と一体となった歴史公園
- ・ 健康、レクリエーションの場—大阪という大都市の都心部で、市民がくつろぎ、憩える広場と緑の空間
- ・ 各種催事等に利用できる都心のオープンスペース
- ・ 震災等非常時の避難地
- ・ 都市景観の形成

これらの視点をもとに、以下を活用の基本方針とする。

- ① 史跡であることを最大の特徴とした歴史公園としての活用を図る。
- ② 都心部に位置する広がりのある歴史公園の魅力を活かした活用を図る。
- ③ 史跡の保存、活用と都市公園としての利用が一体化した活用を図る。
- ④ 大阪城公園と一体化した歴史公園としての活用を図る。
- ⑤ 学校教育、生涯学習と連携した活用を図る。
- ⑥ 市民のコミュニティの核として位置づけ、また観光・集客に対応できる新たな展開を検討する。
- ⑦ 将来的な難波宮跡公園の拡張を展望した活用計画とする。

(大阪市教育委員会『史跡難波宮跡附法円坂遺跡保存活用計画』令和2年6月より抜粋)